

a 新任者研修

農業改良普及員の新任者に対し、普及の理念、普及事業の役割、普及計画の樹立等に関する基礎的知識と適切な判断力を高めるため、都道府県が行う研修に併せて、地方農政局単位に全国8地域において、おおむね6日間の新任者研修を実施した。

昭和48年度における受講者数は297人であった。

b 普及所長研修

現地における普及活動を能率的に運営するため、6日間の普及所長研修を実施した。

昭和48年度における受講者数は118人であった。

c 特別研修

当面する農業の重点施策のうち、特に普及活動を展開するために必要な生産組織育成についての知識の修得及び指導力の向上を図るため、水稻、果樹、畜産、花き等6部門について、1部門おおむね10日間の特別研修を実施した。

昭和48年度における受講者数は587人であった。

(イ) 都道府県において行つた研修

a 新任者研修

農業改良普及員の新任者に対し、普及事業全般にわたる基礎的知識を習得させるとともに、相互の親和及び啓発向上を図るため、おおむね25日間の新任者研修を実施した。

昭和48年度における受講者数は297人であった。

b 一般研修

農業の動向及び農業技術の進歩に対応した指導力の向上を図るため、他の研修に参加しない者の2分の1を対象に、普及員が当面している具体的な問題点について、おおむね10日間の一般研修を実施した。

昭和48年度における受講者数は6,393人であった。

c 大学留学研修

農業改良普及員を大学に派遣し、大学教育を通じて、普及員としての必要な専門技術及び経営管理に関する知識・技術を高め、普及指導力の向上を図るため、1年間の大学留学研修を実施した。

昭和48年度においては全国30大学に154人を派遣した。

なお、学科別の研修生数は畜産24人、園芸80人、経営30人、作物6人、農業機械10人、教育4人であった。

8 改良普及員研修施設の整備

農業及び農民生活の改善のための普及指導に当たる改良普及員の技術及び知識の向上を図るために研修施設に対し、研修の効果を一層高めるため、視聴覚機器及び実験機材を整備することとし、昭和48年度においては視聴覚機器は宮城県外4県、研修実験機材は青森県外7県に対して助成した。

B 生活改善普及事業

生活改善普及事業は、農業及び農村社会をめぐる諸情勢に対応し、健全な農家生活と地域社会生活の実現を図るため、健康をめざす生活と生産の調和、優れた農山漁家生活の経営の担い手の育成及び生活環境整備の推進を重点目標において農業改良普及事業と緊密な連けいをとりながら積極的な推進を図つた。

1 普及職員の設置

生活改善普及事業に従事する都道府県職員として専門技術員及び生活改良普及員が設置されている。

(1) 専門技術員

専門技術員の補助定数は、被服、食物、住居、家庭管理の各項目の生活技術を担当する専門技術員(1) 145 人と、普及指導活動を担当する専門技術員(2) 44 人、合計 189 人となつてゐるが、昭和 48 年度における専門項目別設置数は次のとおりである。

専門技術員の専門項目別設置数(昭和 49 年 3 月 31 日現在)

項目		人数	
専門技術員 (1)	被服	28	人
	食物	43	
	住居	36	
	家庭管理	38	
(2)	普及指導活動(農民生活)	44	
計		189	

生活技術を担当する専門技術員(1)は、農家向け生活技術開発のための実験研究を行うとともに、生活技術について生活改良普及員の指導援助に当たつてゐる。また、普及指導活動を担当する専門技術員(2)は生活改良普及員の活動方式、関係機関及び団体等との連けいのあり方等について指導援助を行つてゐる。専門技術員の都道府県別設置数及び項目別設置数は附表⑩のとおりである。

なお、専門技術員の学歴及び年齢別構成は次のとおりである。

(a) 専門技術員の学歴別構成(昭和 49 年 3 月 31 日現在)

区分	大学	短大				准専			高校 (旧高女)	計
		旧高専	短大	農講	旧專実科	技	養			
員数(人)		20	25	43	13	18	11	59	189	
比率(%)		10.6	13.2	22.8	6.9	9.5	5.8	31.2	100.0	

(注) 農講——生活改良普及員養成施設

技養——栄養士養成所、保健婦養成所など

(b) 専門技術員の年齢別構成(昭和49年3月31日現在)

区分	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員数(人)	0	11	31	59	42	46	0	189
比率(%)	0	5.8	16.4	31.2	22.2	24.4	0	100.0

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員は、農業改良普及員とともに都道府県が定める農業改良普及所に所属し、農家の生活改善全般について総合的な指導を行つてゐる。

昭和48年度における補助定数は、2,213人(うち広域担当635人、漁家担当156人)である。

生活改良普及員の都道府県別設置数は、附表13のとおりである。

なお、生活改良普及員の学歴別及び年齢別構成は次のとおりである。

(a) 生活改良普及員学歴別構成(昭和49年3月31日現在)

区分	大 学	短 大			準 専		高 校 (旧高女)	計
		旧 高	專	短 大	農 講	旧專実科		
員 数(人)	151	28	999	384	47	82	375	2,066
比 率(%)	7.3	1.4	48.3	18.6	2.3	4.0	18.1	100.0

(b) 生活改良普及員の年齢別構成(昭和49年3月31日現在)

区分	25歳以下	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員 数(人)	363	489	858	335	192	125	191	13	2,066
比 率(%)	17.6	23.7	17.3	16.2	9.3	6.1	9.2	0.6	100.0

2 普及職員の資格試験

普及職員の任用資格は、「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令(昭和27年政令第148号)」によつて資格試験に合格した者と、一定の学歴及び経験を有するもの(無試験任用)に与える二つの方法が定められている。

昭和48年度に実施した資格試験の概要は、次のとおりである。

(1) 専門技術員

専門技術員の資格試験は、「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則(昭和27年農林省令第71号)」により農林省において実施しているが、昭和48年度における試験の実施概要は次のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

専 門 項 目 区 分	被 服	食 物	住 居	家庭管理	普及指導 活動 (農民生活)	計
受 験 者 数(人)	14	4	6	18	15	52
合 格 者 数(人)	9	2	4	5	7	27
合 格 率(%)	64.3	50.0	66.7	38.5	46.7	51.9

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員の資格試験は、都道府県の条例が定めるところによつて行われているが、全国的な統一を図るため、農林省において条例準則を示している。

昭和48年度における試験の実施概要は、次のとおりである。

生活改良普及員資格試験実施概要

学 区 分 歴	大 学	短 大	そ の 他	計
受験者数(人)	126	1,088	22	1,236
合格者数(人)	104	614	22	740
合 格 率(%)	82.5	56.4	100.0	59.9

3 普及職員の活動の概要

(1) 専門技術員

専門技術員の活動内容は、普及員に対する指導援助、調査研究、他機関との連けい、普及員以外に対する指導援助その他であるが、普及員に対する指導援助が活動の半分を占めている。その内容は、研修会、現地における指導、指導準備（企画打合せ、カリキュラム作成、資料作成）で、この中で最も多いのは、普及員に対する直接指導である。

また、調査研究については、生活技術を担当する専門技術員(1)は特に普及を必要とする生活技術を確立するため、農家生活技術適応実験や現地適応技術確立強化実験研究を実施している。

他機関との連けいでは農林行政機関、学校教育、社会教育等との連絡調整である。普及員以外に対する指導援助としては農業者に対する直接及び間接指導があり、最近は農山漁家労働適正化等事業、農山漁村生活環境整備特別指導事業、農家高齢者生活開発パイロット事業、農山漁村地域生活水準診断調査及び向上対策事業等各種の事業実施についての指導援助が多くなっている。

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員は、広域を担当する生活改良普及員と地域を担当する生活改良普及員とに機能分担されている。

広域を担当する生活改良普及員は、各普及所に1名配置され、地域を担当する生活改良普及員相互の連絡調整を図るとともに関係機関・団体との連けいを図りつつ普及所管内全域にわたる生活改善の推進に当たつている。

地域を担当する生活改良普及員は、管内の地域を分担して農業者に密着した普及活動を進めている。

一普及所当たりの生活改良普及員の数は広域担当を含め、3.2人であり、1人当たりの農家担当戸数は平均2,400戸、担当市町村数は1.5市町村である。生活改良普及員の活動限界は1人当たり1,300戸～1,500戸と考えられているが、この限界を超えた戸数を担当しているので、

効率的な活動を行うため、次のような活動方式をとつている。すなわち、短期間に活動の効果を上げるとともにその効果を周辺に波及させることをねらいとして、担当地区内において200戸～400戸の範囲の地域を濃密指導地域として選定し、総合普及計画を樹立して活動を進めている。濃密指導地域では農家生活の実態の把握の上に立つて、当該地域の発展の方向に即し、重要かつ共通性の高い改善課題を設定し、講習会、教室等各種の活動方法を組み合わせて、市町村、関係行政機関、団体等との連けいを図りつつ問題解決について計画的に指導を行つている。

上記以外の地域においても、生活改善上の諸問題に関する啓蒙活動及び緊急に解決を迫られている問題に対する事項別指導等の一般活動を行つている。

これらの活動を進めるに当たつては、集団思考による農家相互の改善意欲の向上を図るとともに、共同による生活改善の実行を促進するためのグループ育成を行つている。これらのグループ数は、昭和49年3月末現在で、約15,000グループで生活改良普及員1人当たりの援助グループ数は平均7グループとなつていて、グループの所属員数は、約290,000人で1グループ当たり平均人数は約19人である。昭和48年度も昭和49年3月にこれらの生活改善実行グループ員による生活改善実績発表大会が開催された。

(ア) 活動時間

生活改良普及員が直接農民や生活改善グループに対して指導した活動時間は、広域を担当する生活改良普及員及び地域を担当する生活改良普及員とも全活動時間の半分程度となつていて、

指導対象別では、濃密指導地域に10分の2、生活改善グループ指導に10分の3、地域全体の指導に10分の3、他地域の協力指導及び広域全体の指導に10分の2という割合になつていて、

直接指導以外の活動時間としては、指導準備、研修、所内運営の打ち合わせ会議等であるが、普及活動を展開するために必要な資料作成、打ち合わせ等のための時間がかなりの部分を占めている。

(イ) 活動内容

最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応して、昭和45年に次のとおり当面する重点目標を定め、普及活動を展開している。すなわち、(1) 地域計画についての指導助言 (2) 農業構造の改善についての指導助言 (3) 優れた経営の担い手の育成指導 (4) 需要の動向に即した農業生産についての指導助言 (5) 健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言 (6) 農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言の6項目である。以上のほか、当面の農政の重点施策である「農業団地の育成」、「米の生産調整と稲作転換」及び「安全な食料の供給と公害防止」についても、緊急に取り組むべき課題として積極的に取り組んでいる。

昭和48年度における生活改良普及員の重点目標別活動割合は次の表のとおりである。

重 点 目 標 別 活 動 割 合

重 点 目 標 等	活 動 割 合
地域計画についての指導助言	5.7%
農業構造の改善についての指導助言	2.6
優れた経営の担い手の育成指導	11.4
需要の動向に即した農業生産についての指導助言	6.3
健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言	45.1
農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言	23.9
農業団地の育成についての指導助言	1.5
米の生産調整と稲作転換についての指導助言	0.8
安全な食料の供給と公害防止についての指導助言	2.7
計	100.0

生活改良普及員の普及活動において48年度に取り上げた課題の中から特に重点目標に基づき普及計画樹立により改善を進めてきた内容の主なものについてみると、次の表のとおりである。

重 点 目 標 等	改 善 内 容	と り あ げ て いる 普 及 所 の 割 合 %
健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言	健康阻害の積極的予防 農作業及び農作業環境の改善 健全な食生活の推進 清潔な被服の着用管理 休養の確保 農薬及び農機具の安全使用 母体の保護 子供の健康増進 効率的な作業体系の確立 労力の適正配分 労力の効率化のための組織化 健康を考えた営農設計と生活設計 必要経費の優先確保と有効利用 老後の生活設計	86.6 67.9 93.8 60.9 57.4 59.2 28.8 50.3 55.2 73.3 44.5 81.3 69.3 50.2
農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言	機能的で快適な住居とすまい方 個室の整備と家族団らんの場の整備 家族関係の民主化 家庭教育環境の充実 屋敷内環境の整備 住みよい環境づくりの慣習の醸成 快適な生活環境整備の計画化 快適な生活環境施設の設置と運営 児童の健全な遊び場と保育施設の充実 老人の慰楽と安全 家事労働共同化と施設の活用 良好な自然環境の保全	82.9 53.3 51.7 51.6 72.9 65.0 67.6 52.9 26.1 32.8 29.3 28.0

4 農業改良普及所の運営

(1) 四輪車の設置

生活改良普及員の普及活動の効率化に資するため、軽四輪車を普及所に設置することとし、昭和48年度は174台について助成した。

(2) 生活改良普及員普及器材の整備

視覚その他の感覚に訴えて、農民の理解を的確にする手段として、農業改良普及所に各種の普及器材をメニュー方式により助成した。

(3) 産休生活改良普及員代替職員の設置

生活改良普及員の産前産後の休暇中における普及活動の円滑な維持推進を図り、農家生活の改善向上に支障をきたすことを防止するため、産休生活改良普及員代替職員を設置することとし、昭和48年度は173人を設置した。

5 生活改善特別事業の実施

(1) 農山漁家労働適正化等事業の実施

① 農山漁家労働適正化特別事業の実施

最近の農業事情の急速な変化に伴ない、主婦労働の過重等農山漁家の健康生活上多くの問題が生じているので、生産及び生活の両面における労働の適正化を図り、農林漁業者の生活の向上に資するため、農山漁家労働適正化特別事業を昭和48年度は、継続47カ所及び新規47カ所において実施した。

② 農家高齢者生活開発パイロット事業の実施

農山漁家の高齢者を対象として、その資質及び能力に適合した生活活動領域の新たな開発促進、農山漁家の優れた伝統的な生活技術の伝承普及等を行うことによって、高齢者が希望と生きがいのある生活を享受するとともに、農山漁村の地域社会を担うにふさわしい役割を果たすことができるよう誘導するため、農家高齢者生活開発パイロット事業を昭和48年度は、継続16県及び新規16県において実施した。

(2) 農山漁村地域生活水準診断調査及び向上対策事業の実施

最近の農業及び農村社会の著しい変化に伴う農山漁村地域生活の態様を的確には握し、生活上の諸問題及び地域差を明らかにするとともに今後の生活改善の推進に資するため、農山漁村地域生活水準診断調査を実施し、この調査結果に基づき明らかにされた地域の生活諸問題について市町村及び関係機関と協力してその対策を樹立した。昭和48年度は、継続10県及び新規18県において実施した。

(3) 農山漁村生活環境整備特別指導事業の実施

農山漁村の住宅を始めとする生活環境の整備と近代化を図るため、農山漁村生活環境整備特別指導事業を引き続き実施し、関係行政機関及び関係団体等をもつて構成する協議会の開催、都道府県における専門相談員、生活改善普及職員等による巡回相談所の開設(48年度3,384カ所)並びに特定地区について生活環境診断カルテの作成(48年度131カ所)に関する指導援助を行った。

6 農村婦人活動の促進

農家及び農村地域の生活改善を推進する農村婦人の活動を助長するとともに普及活動の効率化

に資するため、昭和36年度以降生活教室の開設、農村若妻集団活動の育成、農山漁村生活改善実績発表大会への参加等の事業を実施してきたが、昭和48年度から生活改善実行グループの地域活動を強化する事業を新たに実施することとなつたのを機に、従来「農村青少年活動促進事業実施要綱（昭和42年6月23日付け42農政B第1245号農林事務次官依命通達）」に基づき実施してきた「テレビ農村主婦学校」「農村若妻集団活動育成事業」「生活改善婦人グループ交換研究会」等の農村婦人活動を促進するための各種事業を体系化し、計画的に普及活動を実施する等位置付けを明確にして、その効率的な運用を図つた。

(1) 生活教室の開設

農家生活の緊急を要する諸問題の解決を図り、農家生活の向上に資するため、生活教室を開設した。

この生活教室は、「農繁期対策」、住宅及びその住い方の改善に役立てるための「住居の使い方改善」、家庭生活運営の健全化のための「家事労働合理化」並びに「出稼ぎ農家生活相談」等について1,393カ所で実施した。

生活教室の内容は、これらについての生活改善の知識及び技術の習得のための短期講習である。

(2) 農山漁家生活改善発表大会研修の実施

生活改善の先進的役割を果たしている生活改善実行グループが、今後の活動の推進のために相互の体験や実績の交換を行うため、生活改善実績発表大会をオリンピック記念青少年総合センターで開催した。

(3) 農村若妻集団活動の育成

将来の中核的農業者の伴侶である若妻を対象に、農村若妻会議及び先進地見学を219カ所で実施した。

(4) テレビ農村主婦学校の開設

農業及び農家生活の担い手である農村の主婦を対象に、営農と調和のとれた家庭経営に必要な知識及び技術を付与するため、テレビ放送の利用及び集合研修を161カ所で実施した。

(5) 生活改善グループの育成

① 生活改善婦人グループ交換研究会の開催

生活改善グループを対象に生活改善の実績、グループの運営方法及び生活技術等について相互に体験の交換と連絡を図り、學習意欲の高揚と生活改善の進展を図るため、189カ所で研究会を実施した。また、これらの代表者は国が開催した農山漁家生活改善実績発表大会に参加した。

② 生活改善婦人グループ地域活動の強化

兼業化の深化に伴う諸問題の解決を必要とする地域を対象に、生活改善グループを中心に地域ぐるみの活動を100カ所で実施した。

7 農家生活技術等改善研究の実施

農山漁村の生活改善のための生活技術の普及に必要な重要事項について、専門技術員が実験を

行い、農山漁家向け生活技術の確立を図つている。

これに必要な農家生活技術適応実験費と現地適応技術確立強化費について助成した。

(1) 農家生活技術適応実験の実施

生活技術を農家に導入する場合、地域により農業及び農家生活の条件が異なるので実態に十分即した生活技術の適応方法が必要である。このため、必要に応じて、実験農家を設定し、生活技術適応性の確認実験を行つている。

昭和48年度においては、国が示した課題に対し47都道府県において実験を実施した。

そのうちのいくつかを例示すると次のとおりである。

部 門	実 験 項 目	実 施 県 名
被 服	○農業機械作業用に対応した安全な作業着、補助衣に関する実験 ○野菜用(施設用)作業衣設計に関する実験	長・野・県 ほ か 愛・知・県 ほ か
食 物	○ハウス用農葉防除衣及び作業衣の洗濯に関する実験 ○拡大家族における食生活の実態と嗜好に合わせた食事計画について	鹿・児・島・県 ほ か 秋・田・県 ほ か
住 居	○冷凍食品の嗜好に合わせた調理の仕方に関する実験 ○山村集落における子供の遊び場と遊具、施設に関する実験 ○やさしい調整作業に適した立ち流し台と排水の処理方法及び労働効率化に関する実験	沖・繩・県 ほ か 青・森・県 ほ か 岐・阜・県 ほ か
家庭 管理	○ビニールハウス内休息室の規模と断熱材の使用に関する実験 ○いちご栽培作型及び作業場の作業姿勢と疲労との関係に関する実験 ○教育期家族の効率的家計費の設計に関する実験 ○家計診断による家計設計並びに展開方法に関する実験	高・知・県 ほ か 栃・木・県 ほ か 富・山・県 ほ か 佐・賀・県 ほ か

(2) 現地適応技術確立強化実験の実施

専門技術員のみでは解決し得ない問題について、課題ごとに大学及び研究機関等の協力を得て総合的な実験研究を行い、農家生活技術の確立を図つている。

昭和48年度において実施した中からいくつかを例示すると次のとおりである。

研 究 課 題	実 施 県 名
○農村社会としてのシビルミニマムに関する研究	京 都 府
○直系家族の生活形態とのぞましい生活パターンの作成に関する研究	広 島 県
○農家の就業構造の変化に伴う主婦の役割機能と技術的対応に関する研究	山 口 県
○家畜導入農家の生活環境に関する研究	熊 本 県

(3) 漁家生活改善普及計画の樹立

漁村の生活は自然的、社会的、経済的諸条件が農村と異なる面が多いので、漁村有識者の助言を得て充分にその生活の仕組みや部落集団の構造についての実態調査を行つたうえで、各地域に適した普及計画を樹立し、それに基づいて計画的な活動を進めている。

昭和48年度の実施内容は次のとおりである。

区 分	審 議 檢 討 会	地 区 檢 討 会
開 催 築 所 数	16県	26地区

8 普及職員の研修

農家生活の改善向上を指導する生活改善普及職員の資質を高めるため、昭和48年度においては、専門技術員及び生活改良普及員に対し次のような各種の研修を実施した。

(1) 専門技術員

(ア) 新任者研修

新任の専門技術員9名に対して、専門技術員の任務を遂行するのに必要な基礎的な知識及び技術等を習得させるため、中央において5日間研修を実施した。

(イ) 中央研修

食物及び家庭管理担当の専門技術員に対して、それぞれの担当項目の当面する生活改善上の課題を中心として、生活改良普及員援助に必要な知識及び技術を習得させるとともに総合的な課題解決の能力を付与し、指導力の向上を図るため、中央においてそれぞれ10日間の研修を実施した。

(ウ) 農村地域生活技術高度化研修

被服担当の専門技術員に対して、農村の地域社会的観点から、農村生活の現状分析を行うとともに、将来の方向を見通し、農村コミュニティ意識の啓発方法等地域社会の生活向上のための高度でかつ適切な知識技術を習得させるため、通信教育1ヵ月及び中央における集合研修を15日間実施した。

(2) 生活改良普及員

(ア) 都道府県において行つた研修

① 農家生活緊急課題別現地研修

生活改良普及員の3分の2に対して、急激な地域社会の変化に伴つて生ずる課題を緊急に解決するとともに、普及員のチームによる現場分析とこれに基づく課題解決方法及び生活技術を現場において実習させるため5日間の研修を実施した。

② 技術向上研修

生活改良普及員の3分の1に対して、現地活動における生活技術のうち緊急に資質の向上を図らなければならない項目について1年間を通じて通算1ヵ月間の研修を実施した。

(イ) 国において行つた研修

① 新任者研修

任用後1年未満の生活改良普及員を対象として、普及事業の理念等普及活動の進め方に関する基礎的な知識技術を習得させるため、72名に対して、13日間の研修を実施した。

② 漁家担当者研修

主として漁家を担当する生活改良普及員25名に対して、特に漁家生活改善上必要な生活技術及び漁家に対する活動方法に関する知識技術について10日間の研修を実施した。

③ 広域担当者研修

広域を担当する生活改良普及員55名に対して、その任務を果たすために必要な知識及び技術について8日間の研修を実施した。

④ 専門技術員養成研修

生活改良普及員を対象として、将来の住居担当専門技術員としての能力をあらかじめ付与するための養成研修を、県の推せんする者 19 名に対して 12 週間(通信教育を含む)実施した。

⑤ 生活改良普及員通信講座

生活改良普及員を対象として、主として通信の方法により大学卒業程度の一般的な教養を修得させるための教育として、生活改良普及員通信講座を実施した。

この通信講座は 2 年にわたるものであるが、その第 1 年次として、48 年度は生活改良普及員 77 名に対して、通信教育と 20 日間のスクーリングを実施した。

(ウ) 国と都道府県が共同で行つた研修

ブロック研修

生活改良普及員(新任者を除く)を対象として、ブロック内の生活改良普及員が相互に体験の交換を行うことにより普及活動の向上を図るため、次のとおりブロック研修を実施した。

○開催担当県

青森県、群馬県、新潟県、京都府、岡山県、熊本県

○参加者

生活改良普及員 各都道府県 3 ~ 4 名

生活改善専門技術員 各都道府県 1 名

農業改良普及所長 開催担当県 2 ~ 3 名

○期間

3 ~ 4 日

○研修内容

本年度の重点課題を考慮して、ブロック内で共通している事項をとり上げて普及活動を効率的に推進するために必要な知識、技術及び方法について研修を実施した。このブロック研修会の際に専門技術員ブロック協議会も開催した。

C 農村青少年研修教育事業

農業技術の高度化、農業経営の近代化及び新規就農者の学歴水準の向上等に対応して農村青少年に対する研修教育を高度化し、その資質と能力の向上を図るため、各種の農村青少年対策をすすめている。このうち昭和 48 年度において農業改良普及助長法の規定に基づいて補助金を交付した農村青少年研修教育事業は次のとおりである。

1 高等農業教育施設の設置

専門的な農業経営を志向する高等学校卒業程度以上の学力を有する青年を対象として、高度の専門的知識、技術及び経営能力を付与し、先進的農業経営者を育成するため、地域農業を展望し

た基幹的経営部門をもつ近代的農業者教育施設(教育施設7カ所、体育施設1カ所)を次の各道県に設置した。

(教育施設)	北	海	道	(酪農)
	山	形		(肉牛)
	群	馬		(酪農)
	神	奈	川	(施設野菜、花き花木)
	新		潟	(稲作)
	宮		崎	(果樹)
	沖		繩	(畑作、畜産)
(体育施設)	愛		知	

2 農村青年活動促進施設の設置

在村青年に対する各種研修の強化及び自主的な集団活動の促進を図るため都道府県内の主要な農業地域に昭和41年度から農村青年活動促進施設の設置について助成しているが、昭和48年度からは視聴覚教育設備を併せて設置することとし、次の各道県に設置した。

(活動促進施設)

北海道(2カ所)、青森、宮城、山形、福島、茨城、岐阜、和歌山、福岡(2カ所)、沖縄、計12カ所

(視聴覚教育設備)

北海道(2カ所)、青森、宮城(2カ所)、秋田(2カ所)、山形、福島(2カ所)、群馬、千葉(2カ所)、長野、神奈川、新潟、石川、福井、岐阜、愛知(2カ所)、和歌山、鳥取、山口、香川、福岡(2カ所)、長崎(2カ所)、計29カ所